

Weekly コラム

令和3年1月26日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

はんこって なんで押さなきゃいけないの？

菅内閣の発足から四ヶ月。首相は行政のデジタル化を推進しており、『脱はんこ』という言葉が耳にするようになりましなね。私用と仕事用など、はんこを使い分けている方も多いと思いますが、「はんこ」と「印鑑」の違いをご存知でしょうか？

「はんこ」は、正式には「印章」と言い、本体そのもののことを指します。はんこを紙に押し当て、写った型のことを「印影」と言い、印影と印章の所有者を一致させるために、登録させた台帳を「鑑(かがみ)」と言うことから、役所に登録した印影のことを「印鑑」と言うようになりました。ちなみに「はんこ」という呼び方は、江戸時代に発展した版行(はんこう:板を掘って転写し、書物などを発行する技術)から音変化し、「はんこ」と呼ばれるようになりました(「判子」は当て字です)。

発祥は紀元前5000年メソポタミア。財産保管の際の「鍵(護符)」として使われていました。日本に現存する最古の物といえば西暦57年頃に中国から日本に送られた「金印」ですが、当時の日本ではまだ漢字が知られておらず、実際に印が使用されたかどうかは分からないそうです。メソポタミアからヨーロッパ、アジアへと伝わってきた「はんこ」ですが、はんこ制度が残る国は日本と台湾だけです。アルファベットでは偽物が作られやすいため、ヨーロッパではそもそもはんこ文化があまり根付かなかつたとされています。ハングル文字も同様で、韓国では1900年代に一度は

「はんこ制度」が取り入れられたものの、2014年に撤廃。現在では「虹彩(目)認証」や「静脈(手のひら)認証」など出入口での電子認証が主流となっています。

上記の参考文献は『はんこってなんで押さなきゃいけないの？』という、「2019年度図書館を使った調べる学習コンクール」文部科学大臣賞作品です。小学四年生による作品で、「お母さんのはんこがないとプールに入れないのはなんでだろう？」という疑問をきっかけに「予想」→「調査」→「結論」の積み重ねで書かれた50ページに及ぶ大作です。Web上で全ページ閲覧できることから、一躍脚光を浴びました。

“はんこができる道のり” “はんこはいつからあったのか？” “他の国には、はんこはあるのかな？”と、研究の幅がどんどん広がっていき、「台湾にはなぜはんこ文化が残っているの？」 「はんこ電子認証のデメリットは？」 「日本と台湾は取り残されていないのかな…？」という問題に結びついていきます。一年前の作品ですが、まさに“今”を先取りしていた内容だからこそ、より脚光を浴びているのかもしれない。戦国武将の「花押」紹介や「デジタル・ファースト法」について、はんこ職人さんへのインタビューまで、ボリューム満点の研究内容をぜひ一度読んでみてはいかがでしょうか(ほかにも面白い研究作品が掲載されています)。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。